

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	ゲロヴィッチ・サイモン
【住所又は本店所在地】	東京都港区
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	2026年9月25日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社メタプラネット
証券コード	3350
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

【提出者に関する事項】

1 【提出者（大量保有者）／1】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	ゲロヴィッチ・サイモン
住所又は本店所在地	東京都港区
事務上の連絡先及び担当者名	三宅坂総合法律事務所 弁護士 松本甚之助
電話番号	03-3500-2987

2 【提出者（大量保有者）／2】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	ゲロヴィッチ・ニーナ・アリサ
住所又は本店所在地	東京都港区
事務上の連絡先及び担当者名	三宅坂総合法律事務所 弁護士 松本甚之助
電話番号	03-3500-2987

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書 No.10
訂正される報告書の報告義務発生日	2026年9月11日
訂正箇所	変更報告書提出事由

（訂正前）

【表紙】

【変更報告書提出事由】

発行者による第10回新株予約権の発行要項の変更（新株予約権1個当たりの目的である株式の数の減少）及び行使済み分に係る取得可能株式数の調整に伴い、保有潜在株式（株券等）の数が減少し、株券等保有割合が1%以上減少したため

（訂正後）

【表紙】

【変更報告書提出事由】

発行者との間で、2026年9月11日付で第10回新株予約権の発行要項の変更に関する合意書（第2回）（新株予約権1個当たりの目的である株式の数の減少、行使制限の設定及び行使済み分に係る取得可能株式数の調整を内容とするもの）を締結したことによる、株券等に関する担保契約等重要な契約の変更